

山梨県公報

第三百五十七号

令和五年

三月二日

木曜日

目次

告示

○救急病院等の認定……………八九
○道路の区域変更(二件)……………九〇

公告

○第四十五期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について……………九〇
○令和五年度前期技能検定の実施……………九一
○令和五年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施……………九四
○国土調査の指定……………一〇〇
○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………一〇〇
○公共測量の実施(二件)……………一〇〇
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一〇〇

企業局

○山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程……………一〇一

人事委員会

○令和五年度山梨県警察官採用試験の実施について……………一〇三

公安委員会

○山梨県警察放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則……………一一一
○運転免許取得者等検査の認定……………一一一
○運転免許取得者等教育の認定……………一一二
○指定講習機関の指定……………一一三

告示

山梨県告示第五十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院又は診療所を救急病院又は救急診療所として認定した。

令和五年三月二日

救急病院等の名称及び所在地

山梨県知事 長崎 幸太郎

名称	所在地
独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町十一番三十五号
甲府共立病院	甲府市宝一丁目九番一号
甲府脳神経外科病院	甲府市酒折一丁目十六番十八号
医療法人武川会武川病院	中巨摩郡昭和町飯喰千二百七十七番地
医療法人社団慈成会三枝病院	甲斐市竜王新町千四百四十番地
葦崎市国民健康保険葦崎市立病院	葦崎市本町三丁目五番三号
公益財団法人山梨厚生会山梨厚生病院	山梨市落合八百六十番地
医療法人桃花会一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井千七百四十五番地
身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院	南巨摩郡身延町飯富千六百二十八番地
公益財団法人身延山病院	南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番百六十七
今井整形外科医院	甲府市上阿原町千五百五十一番地
医療法人社団箭本外科整形外科医院	甲府市北口三丁目一番一号
太田整形外科医院	中巨摩郡昭和町清水新居四百九十八番地

二 認定期限 令和八年一月三十一日

山梨県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和五年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 道路の種類 県道

二 路線名 大月上野原線

三 道路の区域

区間	旧新の別 敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
上野原市大柵字富士塚五〇九番三地先から 上野原市大柵字大浜一七八番五地先まで	八・〇 九・五	九・五 一〇二・九	一一一・三 一一一・三

山梨県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和五年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 道路の種類 県道

二 路線名 四日市場上野原線

三 道路の区域

区間	旧新の別 敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
上野原市鶴島字田代官有無番地地先から 上野原市鶴島字田代官有無番地地先まで	二一・〇 四五・九	二二・〇 五〇・七	三五・四 三五・四

公 告

● 第四十五期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について
労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十五期山梨県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求めるので、公告する。

令和五年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 推薦資格を有するもの及びその推薦方法

1 使用者団体

(一) 使用者委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内のみに組織を有するものであること。

(二) (一)の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。

2 労働組合

(一) 労働者委員候補者を推進し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合するものであること。

(二) (一)の労働組合は、書面により候補者を推薦すること。この場合にあつては、その書面にその労働組合が(一)の規定に適合する旨の山梨県労働委員会の資格証明書を添付すること。

二 被推薦者の資格制限等

1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。

- 2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百一条及び第一百四十二条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。
- 三 推薦期間 令和五年四月三日（月）から同年五月二日（火）まで
- 四 推薦書の提出場所 山梨県産業労働部労働雇用課（郵便番号四〇〇一八五〇一甲府市丸の内一丁目六番一号）

● 令和五年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。

令和五年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種

1 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち前期（令和五年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
铸造	铸铁铸件铸造作业法	铸铁铸件铸造作业
金属热处理	一般热处理作业法	一般热处理作业
机械加工	旋盘加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数值制御旋盤作業 フライス盤作業 数值制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 マシニングセンタ作業
非接触除去加工	数值制御形彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法 レーザー	数值制御形彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業 レー

加工法	加工法	ザイ加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作业法	構造物鉄工作业
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
ダイカスト	なし	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て 配電盤・制御盤組立法 回転電機巻線製法	回転電機組立て作業 配電盤・制御盤組立法 回転電機巻線製法
建設機械整備	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
プラスチック成形	射出成形法 真空成形法	射出成形作業 真空成形作業
石材施工	石張り施工法	石張り作業
とび	なし	なし

左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
畳製作	なし	なし
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工 法 アクリルゴム系塗膜防水 施工法 シーリング防水施工 法 改質アスファルトシート 常温粘着工法防水施工法 F RP防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水工事 作業 アクリルゴム系塗膜防 水工事作業 シーリング防水 工事作業 改質アスファルト シート常温粘着工法防水工事 作業 FRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工 法 木質系床仕上げ施工法 鋼製下地施工法 ボード仕上 げ施工法 化粧フィルム施工 法	プラスチック系床仕上げ工事 作業 木質系床仕上げ工事作 業 鋼製下地工事作業 ボー ド仕上げ工事作業 化粧フイ ルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
サッシ施工	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし
表装	壁装施工法	壁装作業
塗装	建築塗装法 金属塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

2 三級 三級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するもの

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工 法 研削盤加工法 マシン グセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤 作業 フライス盤作業 平面 研削盤作業 マシンングセン タ作業
仕上げ	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
建築大工	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
塗装	金属塗装法	金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

はそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

3 単一等級 単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー 施工法	溶融ペイントハンドマーカー 工事作業

二 試験の方法 実技試験及び学科試験
三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 令和五年六月六日(火)から同年九月十日(日)まで(ただし、造園職種及びとび職種については、暑熱対応により日程を延期する場合、同年九月十一日(月)から同年十一月十五日(水)まで)の間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 令和五年五月三十日(火)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。
- 2 学科試験
(一) 実施期日

職種	実施期日
三級 園芸装飾 造園 機械加工 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 塗装 フラ ワー装飾	令和五年七月九日(日)
1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 2 三級 金属熱処理	令和五年八月二十日(日)
一級及び二級 機械加工 鉄工 めっき ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 貴金属装身具製作	令和五年八月二十七日(日)

1 一級及び二級 鋳造 非接触除去加工 建築板金 仕上げ 電気機器組立て 石材施工 タイル張り 熱 絶縁施工 表装 フラワー装飾	令和五年九月三日(日)
2 単一等級 路面標示施工	

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
- (二) 次のいずれかの本人確認書類の写し
- (1) 運転免許証又は個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)
- (2) 特別永住者証明書又は在留カード
- (3) 健康保険被保険者証
- (4) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
- (5) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)
- (6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
- (三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 試験手数料
- (一) 実技試験
- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円
- (2) 二級又は三級を受けようとする者であつて、令和五年四月一日において二十五歳未満の在職中のもの(実技試験の受検申請書を提出した日において雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四条第一項に規定する被保険者に限る。(4)において同じ。)(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる者を除く。)
- (3) 二級又は三級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。)を受けている

者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校在学する者をいう。（4）において同じ。）（4）に掲げる者を除く。）一の検定職種につき一万二千百円

(4) 二級又は三級を受けようとする在校生であつて、令和五年四月一日において二十五歳未満の在職中のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）一の検定職種につき三千百円

(二) 学科試験 一の検定職種につき三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 令和五年四月三日（月）から同月十四日（金）まで

5 提出先 甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百四十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、令和五年八月二十五日（金）（金属熱処理を除く三級職種に限る。）又は同年九月二十九日（金）（ただし、造園及びとび職種については、暑熱対応により日程を延期する場合、同年十一月三十日

（木）までの間で、都道府県知事が指定する日）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 令和五年度技能検定（随時実施する二級、三級及び基礎級）の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。

令和五年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種等

1 実施職種

(一) 二級 二級の検定職種のうち前期（令和五年四月一日から同年九月三十日まで）の期間をいう。以下同じ。）又は後期（同年十月一日から令和六年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
製造	鑄鉄鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし

家具製作	寝具製作	婦人子供服製造	施工 冷凍空気調和機器	造 プリント配線板製	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	機械検査	仕上げ	めつき	工場板金	建築板金	鉄工
家具手加工作業法	なし	婦人子供既製服製造法	なし	プリント配線板製造法	変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法	なし	なし	なし	金型仕上げ法	電気めつき作業法	機械板金加工法	内外装板金施工法	構造物鉄工作業法
家具手加工作業	なし	婦人子供既製服縫製作業	なし	プリント配線板製造作業	変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業	なし	金型仕上げ作業	電気めつき作業	機械板金作業	内外装板金作業	構造物鉄工作業

塗装	熱絶縁施工	内装仕上げ施工	施工 コンクリート圧送	鉄筋施工	型枠施工	タイル張り	とび	建築大工	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造	プラスチック成形	製本	印刷	紙器・段ボール箱製造
霧塗装法 建築塗装法 金属塗装法 噴	保温保冷施工法	ボード仕上げ施工法	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	射出成形法	なし	なし	印刷箱製造法
業 噴霧塗装作業 金属塗装作	保温保冷工事作業	ボード仕上げ工事作業	なし	鉄筋組立て作業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	射出成形作業	なし	なし	印刷箱製箱作業

(二) 三級 三級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

工業包装	なし	なし
機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法	変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板製造法	プリント配線板製造作業
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	なし	なし
寝具製作	なし	なし
家具製作	なし	なし
建具製作	なし	なし
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業 段ボール箱製造作業
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
さく井	パーカッション式さく井施工法 ロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法 非鉄金属鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業 非鉄金属鋳物鋳造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシンニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシンニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	なし	なし
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
仕上げ	金型仕上げ法 機械組立仕上	金型仕上げ作業 機械組立

機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法	変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板製造法	プリント配線板製造作業
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	なし	なし
寝具製作	なし	なし
家具製作	なし	なし
建具製作	なし	なし
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業 段ボール箱製造作業
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
仕上げ	なし	なし

内装仕上げ施工	防水施工	施工 コンクリート圧送	鉄筋施工	型枠施工	配管	タイル張り	左官	とび	かわらぶき	建築大工	ハム・ソーセージ ・ベーコン製造	パン製造	石材施工	プラスチック成形
プラスチック系床仕上げ施工 法 カーペット系床仕上げ施	なし	なし	なし	なし	建築配管施工法	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	石材加工法 石張り施工法	プラスチック成形 射出成形法 ロー成形法
プラスチック系床仕上げ工 事作業 カーペット系床仕	なし	なし	鉄筋組立て作業	なし	建築配管作業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	石材加工作業 石張り作業	プラスチック成形作業 射出成形作 業 ロー成形作業

機械加工	鍛造	鑄造	さく井	検定職種	工業包装	塗装	表装	工 ウエルポイント施	サッシ施工	熱絶縁施工	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
なし	なし	なし	なし	なし	なし	橋塗装法 建築塗装法 金属塗装法 鋼 噴霧塗装法	なし	なし	なし	なし	工法 鋼製下地施工法 ポー ド仕上げ施工法	上げ工事作業 鋼製下地工 事作業 ボード仕上げ工 事 作業
なし	なし	なし	なし	なし	なし	建築塗装作業 鋼橋塗装作業 噴霧塗 装作業	なし	なし	なし	なし		

(三) 基礎級 基礎級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受験者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

建具製作	家具製作	寝具製作	婦人子供服製造	施工 冷凍空気調和機器	プリント配線板製 造	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	機械検査	仕上げ	めっき	工場板金	建築板金	鉄工	金属プレス加工
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

コンクリート圧送	鉄筋施工	型枠施工	配管	タイル張り	左官	とび	かわらぶき	建築大工	ハム・ソーセージ ・ベーコン製造	パン製造	石材施工	プラスチック成形	製本	印刷	紙器・段ボール箱 製造
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

施工	なし	なし
防水施工	なし	なし
内装仕上げ施工	なし	なし
熱絶縁施工	なし	なし
サッシ施工	なし	なし
ウエルポイント施工	なし	なし
表装	なし	なし
塗装	なし	なし
工業包装	なし	なし

2 受検資格

- (一) 1 (一)に掲げる随時実施する二級の検定職種の技能検定については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（以下「旧規則」という。）第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。
- (二) 1 (二)に掲げる随時実施する三級の検定職種の技能検定については、基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。
- (三) 1 (三)に掲げる随時実施する基礎級の検定職種の技能検定については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法 実技試験及び学科試験
三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 あらかじめ受検者に送付する。

2 学科試験

- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 甲府市大津町二百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書

- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

- (一) 実技試験 一万八千二百円
- (二) 学科試験 三千円

- 3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 随時

- 5 提出先 甲府市大津町二百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

- (一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百四十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

- (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

- 1 合格者の発表 合格者には、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。
- 2 合格証書の交付 合格者には、山梨県知事名の合格証書を交付する。
- 六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇五五―二三三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

令和五年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 国土調査の指定年月日

令和五年二月二十二日

二 調査を行う者の名称

甲州市

三 調査地域

甲州市塩山下小田原の一部

四 調査期間

令和四年十月十一日から令和五年三月三十一日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（農地整備事業（耕作放棄地型）内野地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和五年三月三十一日まで
- 三 縦覧場所 忍野村役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年四月十七日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年九月四日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省都市局都市政策課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（3D都市モデル作成）

二 測量の地域 甲府市の一部

三 測量の期間 令和五年二月二十日から令和五年三月二十二日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（数値図化 地図情報レベル2500）

二 測量の地域 北杜市の一部

三 測量の期間 令和四年十二月十四日から令和五年三月三十一日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和五年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市神山町鍋山字釜無河原二百十四番一、二百十四番二、二百十四番三、二百十四番四、二百十五番一、二百十五番二、二百十六番一、二百十六番二、二百十九番二、二百十九番三、二百十九番五、二百十九番六、二百十九番七、二百二十番一、二百二十番二、二百二十番三、二百二十番四、二百二十番五、二百二十番六、二百二十番七、二百二十番八、二百二十番九及び二百二十番十
- 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 緑地	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都江戸川区南篠崎町四丁目十五番五 株式会社 横内工業 代表取締役 横内 良隆

企業局

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 令和五年三月二日

山梨県公営企業管理者 中 澤 宏 樹

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程
 山梨県営電気事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の部中

米倉山電力貯蔵技術研究サイト電気工作

物	を	に、
米倉山電力貯蔵技術研究サイト電気工作物		
米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ電気工作物		
保川発電		
富士吉田		
米倉山次		
ツジ電気		

所電気工作物	電気課管理職員
小水力発電所（仮称）電気工作物	
世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ工作物	新エネルギーシステム推進室管理職員

を
 保川発電所

電気工作物

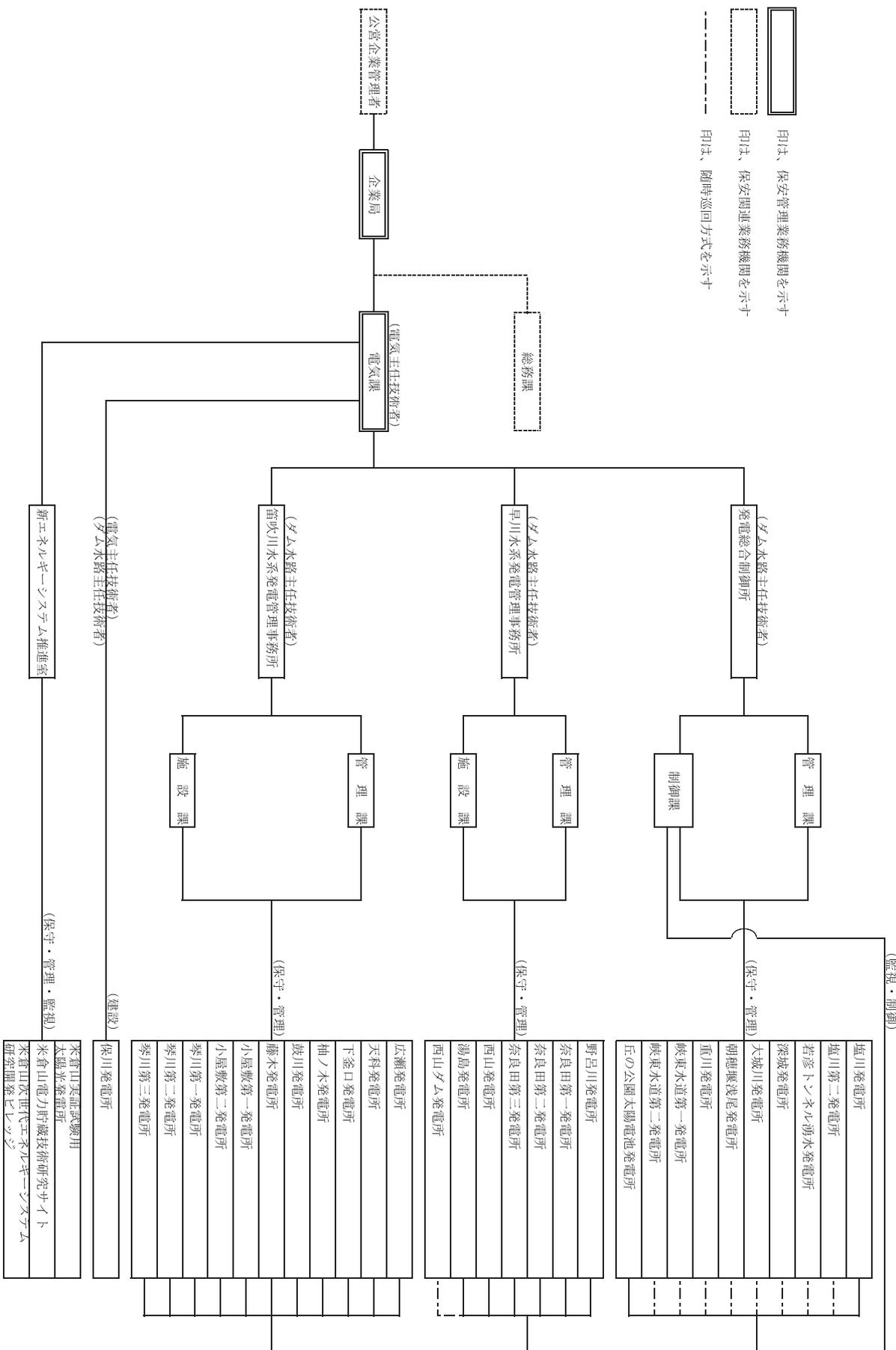
電気課管理職員

に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四関係）

保安に関する組織機構



別表第二本庁の部電気課の項第八号中「及び富士吉田小水力発電所（仮称）」を削り、同部新エネルギーシステム推進室の項第一号中「及び米倉山電力貯蔵技術研究サイト」を「米倉山電力貯蔵技術研究サイト及び米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ」に改め、同項第二号を削る。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会

● 令和五年度山梨県警察官採用試験の実施について

令和五年度山梨県警察官採用試験を次のとおり実施する。

令和五年三月二日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種		区分	採用予定人員	職務内容
春季試験	警察官A (第1回)	男性	32名程度	<p>個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。</p> <p>なお、警察官A(情報技術)は、適性に応じてサイバー犯罪捜査、解析、システム開発業務等に優先的に従事する。</p>
		女性	9名程度	
秋季試験	警察官A (第2回)	男性	6名程度	
		女性	2名程度	
		情報技術	3名程度	
	警察官B	男性	14名程度	
		女性	6名程度	

※採用予定人員は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

年齢、性別及び学歴

試験職種	区分	年齢及び性別	学歴
警察官A (第1回) (第2回)	男性	平成2年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは令和6年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
	女性	平成2年4月2日以後に生まれた女性	
	情報技術	平成2年4月2日以後に生まれた者	
警察官B	男性	平成2年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた男性	警察官Aの学歴要件に該当しない者
	女性	平成2年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性	

※「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を含む。)から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・外国における大学等を卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)した者又は卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 令和5年3月14日（火）

(2) 受付期間

インターネットによる申込

試験職種		受付期間
春季試験	警察官A (第1回)	・令和5年3月14日(火)から令和5年4月17日(月)まで ・4月17日(月)は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。
秋季試験	警察官A (第2回)	・令和5年7月24日(月)から令和5年8月18日(金)まで ・8月18日(金)は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。
	警察官B	

(3) 受付時間

期間中常時受付

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
春季試験	令和5年5月14日(日) (教養試験・論文試験) (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
	令和5年5月27日(土) (個別面接(1回目))	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
	令和5年5月28日(日) (適性検査・身体検査(1回目)・体力試験)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
	令和5年6月19日(月)又は6月20日(火)のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	令和5年7月8日(土)又は7月9日(日)のうち指定する1日 (個別面接(2回目))	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

区分	試験日	試験会場
秋季試験	第1次試験 令和5年9月17日(日) (警察官A(情報技術)以外:教養試験・論(作)文試験) (警察官A(情報技術):教養試験・専門試験) (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表するとともに、受験票に明記して受験者に通知する。)
	第2次試験 令和5年10月7日(土) (個別面接(1回目))	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
	令和5年10月8日(日) (警察官A(情報技術)以外: 適性検査・身体検査(1回目)・体力試験) (警察官A(情報技術): 適性検査・論文試験・身体検査(1回目)・体力検査)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
	第3次試験 令和5年10月30日(月)又は10月31日(火)のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	令和5年11月18日(土)又は11月19日(日)のうち指定する1日 (個別面接(2回目))	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内容
第1次試験	教養試験	40点 (警察官A(情報技術)は20点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 【試験時間】150分(警察官A) 120分(警察官B)
	資格加点	武道 英語 情報処理 10点	別掲1に掲げる警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、1つの区分につき5点、最大2つの区分(10点)まで加算する。 ※警察官A(情報技術)は除く。
	警察官A(情報技術)のみ実施		
	専門試験	20点	専門的知識、能力等について、大学卒業程度の筆記試験を行う。五肢選択式により40題出題する。 【出題分野】基礎理論、コンピュータシステム、技術要素、開発技術、プロジェクトマネジメント、サービスマネジメント、システム戦略、経営戦略、企業と法務 等 【試験時間】120分
第2次試験	人物試験	20点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接(1回目)を行う。
	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。
	警察官A(情報技術)は除く。		
	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。 ○スポーツ庁が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】握力、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ○公益財団法人日本スポーツ協会が定める運動適性テストⅡ実施要領に基づき、一定の基準を満たすか否かについて、実施する。 【試験項目】腕立て伏せ

区分	試験種目	配点	内容
第3次試験	第1次試験日に実施〔警察官A(情報技術)の論文試験は、第2次試験日に実施〕		
	論文試験 (警察官A)	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。 【試験時間】90分
	作文試験 (警察官B)	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。 【試験時間】60分
	第2次試験日に実施〔全試験職種共通〕		
	人物試験	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。
	第2次試験日に実施〔警察官A(情報技術)のみ実施〕		
	体力検査	—	職務遂行上必要な体力について、実地検査を行う。 ○スポーツ庁が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【検査項目】握力、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ○公益財団法人日本スポーツ協会が定める運動適性テストⅡ実施要領に基づき実施する。 【検査項目】腕立て伏せ
	人物試験	50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接(2回目)を行う。
身体検査 (2回目)	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲2)。	
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について、調査を行う。	

- (1) 論文試験及び作文試験は、第1次試験日(警察官A(情報技術)においては、第2次試験日)に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
 なお、第1次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験の順位付けはせず不合格とする。
 また、警察官A(情報技術)においては、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験の順位付けはせず不合格とする。
- (2) 人物試験(適性検査)及び体力検査(警察官A(情報技術)のみ)は、第2次試験日に実施するが、第3次試験の人物試験(個別面接(2回目))の参考とするため、第2次試験合格者のみ判定する。
 なお、第2次試験日に人物試験(適性検査)を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験の順位付けはせず不合格とする。
 また、警察官A(情報技術)においては、第2次試験日に体力検査を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験の順位付けはせず不合格とする。
- (3) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順(ただし、警察官A(情報技術)の場合は、教養試験及び専門試験の合計得点の高い順)、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準
第1次試験	教養試験	・得点が配点の3割未満の場合

区分	試験種目	基準		
第2次試験	体力試験(腕立て伏せを除く。)	①得点が配点の5割未満の場合 ②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない場合		
		基準		
		試験種目	男性	女性
		握力	37kg以上	21kg以上
		20mシャトルラン(往復持久走)	18回以上	10回以上
	立ち幅とび	162cm以上	113cm以上	
体力試験(腕立て伏せ)	次の基準を満たさない場合			
	基準			
	試験種目	男性	女性	
腕立て伏せ	10回以上	4回以上		

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

(4) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。

- ア 第3次試験・人物試験(個別面接(2回目))の得点の上位者
- イ 第2次試験・人物試験(個別面接(1回目))の得点の上位者
- ウ 第1次試験の合計得点の上位者

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

区分	春季試験	秋季試験
第1次試験合格者発表	令和5年5月19日(金)	令和5年9月29日(金)
第2次試験合格者発表	令和5年6月9日(金)	令和5年10月20日(金)
最終合格者発表	令和5年7月21日(金)	令和5年12月1日(金)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに、合格者に書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒の場合約226,900円、短期大学卒の場合約210,300円、高等学校卒の場合約194,900円(いずれも令和5年4月1日現在)である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 勤務開始日については、原則として令和6年4月1日とする。

(2) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。

(3) 教養試験・専門試験の例題及び正答番号並びに論文試験・作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(4) 詳細は、「令和5年度山梨県警察官採用試験案内」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

試験職種・区分	区分	加点対象資格等
警察官A (男性) 警察官A (女性)	武道	①柔道 2段以上 (公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上 (公益財団法人全日本剣道連盟認定)
	英語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC (公開テストに限る) 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上
	情報処理	①経済産業省認定の情報処理技術者試験に合格している者 ②情報処理安全確保支援士となる資格を有している者 ※平成21年度以降に実施された、次に掲げるものに限る。 ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、情報セキュリティスペシャリスト試験及び情報処理安全確保支援士試験
警察官B (男性) 警察官B (女性)	武道	①柔道 2段以上 (公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上 (公益財団法人全日本剣道連盟認定)
	英語	①実用英語技能検定 準2級以上 ②TOEIC (公開テストに限る) 435点以上 ③TOEFL PBT 447点以上 CBT 130点以上 iBT 44点以上 ④国際連合公用語英語検定 D級以上
	情報処理	①経済産業省認定の情報処理技術者試験に合格している者 ②情報処理安全確保支援士となる資格を有している者 ※平成21年度以降に実施された、次に掲げるものに限る。 ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、情報セキュリティスペシャリスト試験及び情報処理安全確保支援士試験

(2) 加点の方法

武道、英語及び情報処理のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の当該資格等について、それを証明する書類(原本及び写し)により確認のうえ、第1次試験得点に、1つの区分につき5点、最大2つの区分まで加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時までに取得済みのものに限りに、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できない場合は加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加対象資格等	確認書類（原本及び原本の写し）
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	公益財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION 又は Certificate
	TOEIC	Official Score Certificate 又は Official Score Report (団体特別受験制度 (Institutional Program) のスコアは対象外)
	TOEFL	Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report
	国際連合公用語英語検定	国際連合公用語英語検定認定証、合格証明書又は合格証
情報処理	経済産業省認定の情報処理技術者試験等	合格証明書又は合格証

別掲2 身体検査項目及び合格基準

検査項目		合格基準
身体検査 (1回目)	関節及び五指の運動	職務遂行上支障がないこと。
身体検査 (2回目)	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。
	色神(色覚)	職務遂行上支障がないこと。
	聴力	正常であること。
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

山梨県警察放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則（平成十七年山梨県公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四号様式、第十号様式、第十三号様式及び第十六号様式中「警119ホ2022」を「警119ホ204警2」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県公安委員会告示第八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第八十条の三十二の三第一項の規定により、次の者を認定したので、法第八十条の三十二の三第二項において読み替えて準用する法第八十条の三十二の二第二項及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号。以下「規則」という。）第七条の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年三月二日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

名称、住所及び代表者氏名	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称	認定年月日
一般財団法人山梨県交通安全協会 南アルプス市下高砂八四七番地 坂本 政彦	山梨自動車学校 南アルプス市下高砂八四七番地	規則第一条第一号に掲げ る方法 認定認知機能検査	令和五年三月一日
		規則第一条第二号に掲げ る方法 認定運転技能検査	

株式会社協同社 甲府市宝一丁目二番二号 角田 元史	山梨中央自動車 教習所 甲府市横根町一 九四番地	規則第一条第一号に掲げ る方法 認定認知機能検査	令和五年三月一日
株式会社岳麓自動車教習 所 富士吉田市上吉田四八五 三番地の一 渡邊 日出男	岳麓自動車教習 所 富士吉田市上吉 田四八五三番地 の二	規則第一条第一号に掲げ る方法 認定認知機能検査	令和五年三月一日
株式会社葎崎自動車教習 所 葎崎市中島二丁目八番七 三番地 若尾 磯男	葎崎自動車教習 所 葎崎市中島二丁 目八番七三番地	規則第一条第一号に掲げ る方法 認定認知機能検査	令和五年三月一日
株式会社峡南自動車教習 所 南巨摩郡富士川町最勝寺 一五三八番地 長澤 重俊	さようなん自動 車学校 南巨摩郡富士川 町最勝寺一五三 八番地	規則第一条第一号に掲げ る方法 認定認知機能検査	令和五年三月一日
株式会社葎崎自動車教習 所 葎崎市中島二丁目八番七 三番地 若尾 磯男	甲府昭和自動車 教習所 中巨摩郡昭和町 上河東三七一番 地	規則第一条第一号に掲げ る方法 認定認知機能検査	令和五年三月一日
株式会社塩山自動車教習 所 甲州市塩山赤尾一番地	塩山自動車教習 所 甲州市塩山赤尾	規則第一条第一号に掲げ る方法 認定認知機能検査	令和五年三月一日
山梨交通株式会社 甲府市飯田三丁目二番三 四号 雨宮 正英	山梨交通自動車 学校 甲府市湯田二丁 目一六番二五号	規則第一条第一号に掲げ る方法 認定認知機能検査	令和五年三月一日

萩原 正夫	株式会社長坂自動車教習所 所 杜市長坂町長坂上条一五三一番地の 小宮山 浩之	一番地	規則第一条第二号に掲げる方法 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社湯村自動車学校 甲府市塩部二丁目二番一五号 岩間 正三	湯村自動車学校 甲府市塩部二丁目二番一五号	規則第一条第一号に掲げる方法 認定認知機能検査	規則第一条第二号に掲げる方法 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社韮崎自動車教習所 所 韮崎市巾島二丁目八番七三号 若尾 磯男	小淵沢自動車教習所 所 北杜市小淵沢町六九〇七番地	規則第一条第一号に掲げる方法 認定認知機能検査	規則第一条第二号に掲げる方法 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社小笠原自動車教習所 所 南アルプス市小笠原一五二三番地 横内 洋一	小笠原自動車教習所 所 南アルプス市小笠原一五二三番地	規則第一条第一号に掲げる方法 認定認知機能検査	規則第一条第二号に掲げる方法 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社南部自動車教習所 所 南巨摩郡南部町内船八九〇番地 船村 雅彦	南部自動車教習所 所 南巨摩郡南部町内船八九〇番地	規則第一条第一号に掲げる方法 認定認知機能検査	規則第一条第二号に掲げる方法 認定運転技能検査	令和五年三月一日
西関東興業株式会社 所 上野原市上野原一二〇番地 志村 恵	上野原自動車教習所 所 上野原市上野原一二〇番地	規則第一条第一号に掲げる方法 認定認知機能検査	規則第一条第二号に掲げる方法 認定運転技能検査	令和五年三月一日

西関東興業株式会社 所 上野原市上野原一二〇番地 志村 恵	都留自動車教習所 所 都留市法能二四九三番地	規則第一条第一号に掲げる方法 認定認知機能検査	規則第一条第二号に掲げる方法 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社大月自動車学校 大月市賑岡町畑倉一九五五番地 小林 正人	大月自動車学校 大月市賑岡町畑倉一九五五番地	規則第一条第一号に掲げる方法 認定認知機能検査	規則第一条第二号に掲げる方法 認定運転技能検査	令和五年三月一日
株式会社北星自動車教習所 所 甲斐市名取二七三番地一長田 政秋	北星自動車教習所 所 甲斐市名取二七三番地一	規則第一条第一号に掲げる方法 認定認知機能検査	規則第一条第二号に掲げる方法 認定運転技能検査	令和五年三月一日

山梨県公安委員会告示第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第百八条の三十二の二第一項の規定により、次の者を認定したので、法第百八条の三十二の二第二項及び運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号。以下「規則」という。）第六条の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年三月二日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

名称、住所及び代表者氏名	名称、住所及び代表者氏名 一般財団法人山梨県交通安全協会 所 南アルプス市下高砂八四七番地 坂本 政彦	山梨自動車学校 所 南アルプス市下高砂八四七番地	山梨交通自動車	規則第一条第三号に掲げる方法 認定運転技能検査	令和五年三月一日
名称、住所及び代表者氏名	名称、住所及び代表者氏名 山梨自動車学校 所 南アルプス市下高砂八四七番地	山梨自動車学校 所 南アルプス市下高砂八四七番地	山梨交通自動車	規則第一条第三号に掲げる方法 認定運転技能検査	令和五年三月一日

甲府市飯田三丁目二番三 四号 正英	学校 甲府市湯田二丁 目一六番二五号	る課程 高齢者講習同等	月一日
株式会社協同社 甲府市宝一丁目二番二 角田 元史	山梨中央自動車 教習所 甲府市横根町一 九四番地	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢者教育	令和五年三 月一日
株式会社岳麓自動車教習 所 富士吉田市上吉田四八五 三番地の一 渡邊 日出男	岳麓自動車教習 所 富士吉田市上吉 田四八五三番地 の一	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢者講習	令和五年三 月一日
株式会社葎崎自動車教習 所 葎崎市中島二丁目八番七 三号 若尾 磯男	葎崎自動車教習 所 葎崎市中島二丁 目八番七三号	規則第一条第三号に掲げ る課程 葎崎DS高齢者講習	令和五年三 月一日
株式会社峡南自動車教習 所 南巨摩郡富士川町最勝寺 一五三八番地 長澤 重俊	きょうなん自動 車学校 南巨摩郡富士川 町最勝寺一五三 八番地	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢者教育	令和五年三 月一日
株式会社葎崎自動車教習 所 葎崎市中島二丁目八番七 三号 若尾 磯男	甲府昭和自動車 教習所 中巨摩郡昭和町 上河東三七一番 地	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢者教育	令和五年三 月一日
株式会社塩山自動車教習 所 甲州市塩山赤尾一 番地 萩原 正夫	塩山自動車教習 所 甲州市塩山赤尾 一番地	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢者教育	令和五年三 月一日
株式会社長坂自動車教習 所 北杜市長坂町長坂上条一 五三一番地の一 小宮山 浩之	長坂自動車教習 所 北杜市長坂町長 坂上条一五三一 番地の一	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢者教育	令和五年三 月一日
株式会社湯村自動車学校 甲府市塩部二丁目二番一 五号 岩間 正三	湯村自動車学校 甲府市塩部二丁 目二番一五号	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢者教育	令和五年三 月一日
株式会社葎崎自動車教習 所 葎崎市中島二丁目八番七 三号	小淵沢自動車教 習所 北杜市小淵沢町	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢運転者の安全、安心	令和五年三 月一日

三号 若尾 磯男	六九〇七番地	講習	
株式会社小笠原自動車教 習所 南アルプス市小笠原一五 二三番地 横内 洋一	小笠原自動車教 習所 南アルプス市小 笠原一五二三番 地	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢者教育	令和五年三 月一日
株式会社南部自動車教習 所 南巨摩郡南部町内船八九 〇〇番地 船村 雅彦	南部自動車教習 所 南巨摩郡南部町 内船八九〇〇番 地	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢者教育	令和五年三 月一日
西関東興業株式会社 上野原市上野原一二〇番 地 志村 恵	上野原自動車教 習所 上野原市上野原 一二〇番地	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢者教育	令和五年三 月一日
西関東興業株式会社 上野原市上野原一二〇番 地 志村 恵	都留自動車教習 所 都留市法能二四 九三番地	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢者教育	令和五年三 月一日
株式会社大月自動車学校 大月市賑岡町畑倉一九五 五番地 小林 正人	大月自動車学校 大月市賑岡町畑 倉一九五五番地	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢者教育	令和五年三 月一日
株式会社北星自動車教習 所 甲斐市名取二七三番地一 長田 政秋	北星自動車教習 所 甲斐市名取二七 三番地一	規則第一条第三号に掲げ る課程 高齢者講習	令和五年三 月一日

山梨県公安委員会告示第十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の四第一項の規定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月二日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

一 法人名称及び住所並びに代表者氏名

1 法人名称 株式会社長坂自動車教習所

2 住所 北杜市長坂町長坂上条一五三一番地一

3 代表者氏名 小宮山浩之

二 特定講習（法第百八条の四第二項の特定講習をいう。以下同じ。）の業務を行う事務所の名称及び所在地

1 事務所の名称 長坂自動車教習所

2 所在地 北杜市長坂町長坂上条一五三一番地一

三 特定講習の種類

1 取消処分者講習

2 普通自動車免許に係る初心運転者講習

四 指定の年月日 令和五年三月一日